

## 新潟市地域密着型サービス運営委員会付議基準の改正について

### 1. 概要

- ◆近年、地域密着型サービス事業者（以下「事業者」。）において、運営の効率化等を目的とした『法人の吸収合併、吸収分割』、『法人の種別変更』などのケースが目立ってきている状況です。これらの「事業者の変更」に係る介護保険法上の手続きは、原則、変更後の事業者による指定申請及び変更前の事業者による廃止届の届出が必要です。昨今の社会情勢から、今後もこれらの動きは活発化していく見込みです。
- ◆これらのケースは、事業所の施設、設備、従業者、サービス提供方法などが変わらず、従前の事業者での運営を継承しているケースがほとんどです。また、利用者も引き続きサービスを利用していくことが多いです。これを受けて、厚労省は「利用者へのサービス提供の継続に支障を与えない観点から、可能な限り迅速、簡便な対応を行うべき。」と自治体に通知を発出しています。
- ◆一方、地域密着型サービス運営委員会（以下「委員会」。）においては、事後報告とする規定がある地域密着型通所介護等の一部のサービスを除き、これらの「事業者の変更」のケースは指定前に委員会を開催し、意見を聴取してきました。このたび、この「事業者の変更」について、付議基準を整理し、以下のとおり改正することとしました。なお、改正の施行日は令和5年4月1日とする予定です。

### 2. 付議基準改正点

変更前の事業者の施設、設備、人員に大幅な変更がなく、変更後の事業者により継続的かつ適正な運営が見込める場合に限り、直近の委員会開催時に事後報告（地域密着型通所介護等の指定後の報告と同様）する。

◎条件1：事業所の施設、設備において、大幅な増改築が伴わないこと。

- ・事務スペースのレイアウト変更等の軽微な変更は除きます。ただし、居室や食堂など基準で定める設備に変更が生じた場合はこれまで通り、事前に委員会を開催し、意見を聴取します。

◎条件2：人員に関する基準で定める従業者において、大幅な変更がないこと。

- ・従事する職種に大幅な変更が生じた場合、継続的な運営とは言えないことから、これまで通り、事前に委員会を開催し、意見を聴取します。

◎条件3：変更前の事業者のサービス提供終了から間を空けることなく、サービス提供が継続されること。

- ・例えば、変更前の事業者が3月31日まで運営し、翌4月1日から変更後の事業者が運営を継続する場合です。仮に変更後の事業者による運営が5月1日になるなど、継続性が認められない場合は、これまで通り、事前に委員会を開催し、意見を聴取します。

-----  
Q：条件1～3を満たしている《事業者の変更》のケースは、全て事後報告となるのか？

A：全てを一律事後報告とするわけではありません。変更後の事業者による適正運営が見込めない場合など疑義が生じた場合は、通常通り当委員会にて意見を聴取します。

Q：市の審査も省略されるのか。

A：当課担当職員による指定申請の基準の適合審査は、これまで通り行うことに変わりはありません。